

奈良県告示第四百四十一号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和六年七月十九日

奈良県知事 山下 真

受胎調節実地指導員の氏名及び指定証番号

堀後 里帆（指定証番号 六六〇）